# 第4回【医療保険制度の沿革と概要】日本の医療保険制度の歴史的変遷、全体像

#### 社会保障 Ⅱ

#### 10月25日

第5章第1節医療保険制度の概要

(1)公的医療保険の体系

(2) 公的医療保険の類型

p.114-123

2限目 10:40 ~12:10

講義室 304

担当:原 俊彦

今日のお話

第5章社会保障制度の体系 第1節 医療保険制度の概要

- 1.公的医療保険の体系
- 2.公的医療保険の類型

#### ここでは.

- 1)日本ではすべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、保険料を納めることで、すべての保険医療機関で医療サービスを受けることができる 国民皆保険(1961年昭和36年)が実現したが、歴史的な経緯から一元的な制度体系にはなっていない。
- 2)公的医療保険には、①職域保険→健康保険、②地域保険→国民健康保 険、③高齢者医療→後期高齢者医療制度の3つの流れがある。

2

1

2

#### 第1節 医療保険制度の概要 1.公的医療保険の体系 【1】多元的な制度体系による国民皆保険

- □ 日本ではすべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、 保険料を納めることで、すべての保険医療機関で医療サー ビスを受けることができる国民皆保険(1961(S36)年)が 実現したが歴史的な経緯から一元的な制度体系にはなって
- □ 複数の制度、複数の運営主体(保険者)による多元的な制度体系のもとで運営されており、制度ごとに根拠となる固有の法律があり、保険者ごとに保険料の算定に違いがある⇔同じ社会保険方式の労働者災害補償保険、雇用保険との違い

注意:①医療保険と②健康保険は同じ意味で使われるが、①は民間の保険も含むのに対し②は公的保険のみとさすという違いがある

第1節 医療保険制度の概要 1.公的医療保険の体系 【2】公的医療保険の沿革

日本の公的医療保険は①職域保険(被用者保険)②地域保険 (国民健康保険)③後期高齢者医療制度(75歳以上の人)の 3つに分けられる。(図5-1)

- ①職域保険(被用者保険)が最も古く、1922 (T11)年の健康 保険法に遡る。第一次世界大戦後の労働運動への対応ドイツ のビスマルクの疾病(しっぺい)保険制度のマネ。
- ②地域保険(国民健康保険) 1938 (S13) 年国民健康保険法の制定、非被用者の農村中心の保険、当初、任意だったが健民健兵政策で皆保険化する。戦後、新憲法下で制度再構築となり国民皆保険(1961(S36)年)が実現。

3

4

# 第1節 医療保険制度の概要 1.公的医療保険の体系

【2】公的医療保険の沿革

③後期高齢者医療制度(75歳以上の人): 高齢化の進展を背景に、1973(S48)年老人医療費無料化が図られ、1982(S57)年、老人保険法が成立(高齢者の医療費を異なる保険制度間で調整)、2006(H18)年、医療制度構造改革で見直し、2008(H20)年後期高齢者医療制度(老人保険法⇒「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称変更。75歳以上を対象とした独立した制度が発足する。

### 日本の公的医療保険の種類

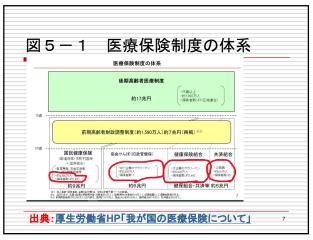
公的医療保険の種類

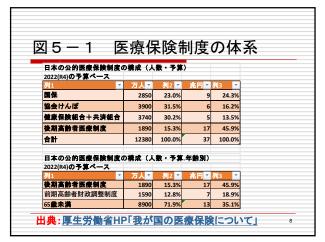
加入者 運営者

超合解保 主に大企業の 従業員 名企業 議会 主に中小 付んぽ 全集の従業員 独立行政法人 全集の従業員 独立行政法人 企業の従業員 後期高齢者 医療制度 (75歳以上) 後期高齢者 医療制度 (75歳以上)

国民健康保険(国保)は、 組合+協会+共済(健保)、75歳以上の後期 高齢者(後期高齢者医療保険)を除く、その他 の人の受け皿。生活を 護受給者などを除き、 ての人はいずれかに 加入せねばならない(国 民皆保険)。

医療保険の種類 | ほけんの窓口【公式】 | 保険比較・見直し・無料相談 6





7 8

図 5 一 1 医療保険制度の体系 医療費の一部負担(自己負担)割合について 宝以上 1割負担 2割負担 2割負担 3割負担 出典:厚生労働省HP「我が国の医療保険について」

第1節 医療保険制度の概要 2.公的医療保険の類型 【1】職域保険

- □ 職域保険:職単位域(同業種単位、企業単位)で形成され
- た医療保険で、被用者保険(一般被用者保険、特定被用者 保険)と職種別・同種同業者保険に区分される。
- 被用者保険:主流。企業や事業所のサラリーマン・OL、公 務員、船員など。⇒健康保険
- 職種別・同種同業者保険:傍流。土木・建築業、理容・美 容業、医師・歯科医師、弁護士。⇒歴史的経緯から国民健 康保険法を適用(このため地域保険に区分される)。

9 10

> 第1節 医療保険制度の概要 2.公的医療保険の類型

【2】一般被用者保険(健康保険)

一般被用者保険には①組合管掌健康保険(組合健保)と②全 国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)がある。健康保 **険法**の対象は常時5人以上の従業員を雇用する事業者及び法 人事業者が強制適用事業所となるが、手続きにより任意適用 事業所になることもできる。適用事業所の被用者(日雇・臨 時雇用を除く) は健康保険の被保険者となることが義務づけ られている。

第1節 医療保険制度の概要 2.公的医療保険の類型 【2】一般被用者保険(健康保険)

**1**組合管掌健康保険(<mark>組合健保</mark>)

主に大企業(そのグループ企業)の会社員とその扶養者(扶 養家族)が加入。保険者は健康保険組合を担う。

単一型(一企業で設立。被保険者数700人以上)

総合型(同業の複数企業で設立。被保険者数3000人以上) 地域型(同一都道府県内で合併した場合)がある。

組合健保全体で、2018 (H30)3月時点で、全国1394組合、約 2948万人(被保険者約1649万人、被扶養者1299万人)

保険料率:標準報酬月額に応じ、3%から13%(2019年度の 平均9.218%)。事業主負担:2分の1以上。組合数は減少傾向

12 11

# 第1節 医療保険制度の概要 2.公的医療保険の類型

### 【2】一般被用者保険(健康保険)

②全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)

主に中小・零細企業の会社員とその扶養者が加入。かっての 政府管掌健康保険が2009年の社会保険庁の廃止を前に、保険 者が全国健康保険協会に移管されたもの。

協会けんぽ加入者は、2018 (H30)3月時点で、約3893万人 被保険者約2320万人、被扶養者1573万人)。保険料率は都道 府県単位:10%程度(バラツキがある)。事業主負担:2分の 1に固定。標準報酬月額の等級は1から50まで。

★協会けんぽとは別に、全国健康保険協会が保険者となって る健康保険法第3条第2号被保険者(日雇特例被保険者)を対 象とする健康保険がある。

第1節 医療保険制度の概要 2.公的医療保険の類型 【3】特定被用者保険(共済等)

特定被用者保険(共済等)は、公務員、私立学校の教職員、 員を対象とした医療保険で、●国家公務員共済組合❷地方公 員共済組合、❸私立学校教職員共済制度、④船員保険がある

11国家公務員共済組合

国家公務員共済組合法により、国家公務員とその扶養者が する共済組合で、各省庁+衆議院・参議院の共済組合など 20 団体ある。

2地方公務員共済組合

地方公務員等共済組合法により、地方公務員とその扶養者 加入する共済組合で、東京都職員、地方職員、指定都市職員 市町村職員、都市職員、都道府県警察職員、警察庁職員など 加入する警察共済組合、公立学校共済など64団体がある。

13 14

#### 第1節 医療保険制度の概要 2.公的医療保険の類型 【3】特定被用者保険(共済等)

#### 3私立学校教職員共済制度

私立学校教職員共済法により、私立学校の教職員とその扶養 者が加入する制度で、日本私立学校振興・共済事業団(1事 業団)で運営されている。

① +②+③=共済組合:85団体、2018(H30)年で加入者 約865万人(被保険者約453万人、被扶養者411万人)

船員として船舶所有者に使用されている者を対象とする制 度であるが、2010 (H22) 年からは全国健康保険協会が保 険者となっている。

★つまり、実質的には一般被用者保険(健康保険)

第1節 医療保険制度の概要 2.公的医療保険の類型 【4】地域保険(国民健康保険)

地域保険には<mark>国民健康保険法</mark>による**●**国民健康保険(市町村 国保) と②国民健康保険組合(国保組合) がある。

①国民健康保険(市町村国保)

自営業・農林水産業者、無業者の他、75歳未満の年金生活 者、非正規雇用者やその家族など、被用者保険に加入しない 地域住民を対象とする公的医療保険。職場の健康保険に加入 している人とその家族(被扶養者)、生活保護を受けている 人などを除き、その市区町村に住んでいる人はすべてその市 区町村が行う国民健康保険に加入しなければならない!

- \*1961年の国民健康保険法=国民皆保険=義務化された。
- \*2015年改正⇒2018年から都道府県と市町村が共同保険者
- 。便宜上、市町村国保と呼ぶ

15 16

### 第1節 医療保険制度の概要 2.公的医療保険の類型

【4】地域保険(国民健康保険)

保険料は、世帯所得・資産に応じる<mark>応能制</mark>+世帯人数により 変動する世帯別平等割+被保険者均等割などの要素を加味し て市町村が決定。地域により異なる。保険料というより保険 税? 多額の公費が投入されている。

❷国民健康保険組合(国保組合)

国民健康保険の対象となる自営の同種同業者(300人以上 )の組合。地域を越え業種・業務で加入が可能だが、大半の 組合は加入できる地域が限定される。本来は職域保険だが、 国民健康保険法との関係で地域保険。歴史的経緯から土木・ 建築業、理容・美容業、医師・歯科医師、弁護士に限られる 国保組合は164団体、加入者は300万人に満たない。 第1節 医療保険制度の概要 2.公的医療保険の類型 【5】後期高齢者医療制度

2008 (H20) 年4月からスタートした最も新しい公的医療 保険制度。75歳以上を対象とした独立した制度。つまり、 74歳まで加入していた公的保険を脱退し、後期高齢者医療制 度に加入、保険料の支払いを求められる。

保険料: 2018-2019年度 平均月額 5860円。\*低所得者 への軽減措置あり。 \* 2022-23年度 平均月額6,472円。

保険料率:国保同様、複雑で地域により異なる。

運営主体:全市町村加入の都道府県ごとの47の広域連合。 2019年度現在、加入者約1800万人。2022 (R4)から2025 ( R5)に、第1次ベビーブーム世代(団塊の世代)が加入し、 急増すると見込まれている(2025年問題)。

17 18

# 次週

# 次回は11月1日

#5【健康保険と共済制度】被用者保険制度の概要、目的、対象、費用負担第5章第1節医療保険制度の概要(3)保険給付の種類と内容(4)医療保険の各制度の財源と保険財政p.123-130